

米国における金融自由化問題への再考察（前編）

中 村 敏 夫

Re - examination of the Monetary Liberalization in USA (Part One)

Toshio NAKAMURA

The main purpose of this paper is to examine the scope, trends and factors related to the causes and outcome of recent monetary revolution in the US financial market. It is well acknowledged that a starting point of this argument is based upon the government deregulation policies for the major industries including the liberalization of interest rates in the financial market. The above issues are not only academically interesting, but also important to Japan, because most of the experts in this field anticipate that similar trends will happen in Japan in the near future. This kind of argument as well as the hypothesis is supported by various data which include the result of growing globalization and interdependence of US - Japan financial transactions.

On this regard, this paper is composed of the following topics :
Government deregulation policy toward major industries; trends of the monetary revolution; background of the monetary revolution ; influence of the monetary revolution ; issues and prospect.

Please note that this paper is the first half of my research and the rest of it will be presented at the next publication.

序

米国金融界の変革は米国内のみならず日本を含めた先進諸国の国際経済・金融活動に有形無形の影響を与えてきた。特に、1970年代より遂行されてきた一連の金融の自由化改革は別称“金融革命”とも呼ばれ、金融機関、制度、活動をめぐる急激な変化をきたしている。

本稿は米国内のこのような経済環境の変化の原因、背景、推移、政府施策、問題点、現状を再検討し、今後の展望などの諸項目に関して論究している。

なお、研究対象が国外である関係上、文献

サーベイ並びに現地調査にウエイトを置いている。研究活動の時間的制約を鑑みて、本テーマは今回を〔前編〕として整理し、次回を〔後編〕として集大成することにした。前編では、命題の位置づけ、歴史的推移、政府施策などを重点的に取り上げている。後編では、日米経済関係への影響、とりわけ、日本の金融革命の進行とのリンケージ効果に焦点を当てる予定である。

1. ディレギュレーション(規制緩和)の進展

まず、本稿の“金融革命”の定義であるが、次の様に整理してみた：金融市場の変化、金融商品のイノベーション(革新)、それに伴う

規制緩和などの金融制度改革が、比較的短期間に集中して起きた現象である。この現象は1970年代後半から顕著に表われている。

そこで、1970年代後半以降のカーター前政権並びにレーガン現政権による一連の規制緩和と政策を次の様にまとめておいた。

- (イ) 証券業—仲介手数料の規制撤廃〔1975年証券法改正〕
- (ロ) 国内航空業—参入、料金規制の撤廃〔1978年国内航空規制緩和法〕
- (ハ) 天然ガス—新規の天然ガス開発に関する料金規制の段階的撤廃〔1978年天然ガス政策法〕
- (ニ) 鉄道業—料金規制の緩和〔1980年スタガーズ鉄道法〕
- (ホ) トラック運送業—参入料金規制の緩和〔1980年自動車運送業者法〕
- (ヘ) 国際航空業—料金規制の緩和〔1980年国際航空輸送競争法〕

さて、レーガン政権は「小さな政府」をモットーに上記のように主要産業の規制緩和を積極的に展開している。特に、1984年1月のATT企業分割に代表される独禁法の緩和には著しい進展を見ている。クレイトン法改正では、①輸入による被害—輸入で深刻な被害を受けた産業に、企業買収、合併につき5年間の独禁法適用を除外、②3倍賠償—現行クレイトン法4条で認められている3倍賠償の基準の厳格化、③買収の推進容易化、④役員兼任—資本剰余金、配当前利益合計が100万ドル以上の企業の役員兼任禁止を変更、⑤企業間提携の容易化、⑥域外適用—裁判所による外国企業に対する独禁法訴訟の却下可能化、⑦買収の国際化、の各分野が検討対象となっている。

注1

この点、金融分野の規制緩和措置も上記分野同様に急速な進展を見るに至っている。

2. 金融革命の潮流

米国での金融制度改革に関する諸施策は1960年代からスタートしている。その潮流を年代順に整理すると次の様になる。

① 通貨信用委員会 (Commission on Monetary and Credit) の報告 (1961年)
—勧告内容は、(a)銀行及び貯蓄金融機関の支店設置規制の緩和、(b)連邦政府レベルの銀行監督機構と貯蓄金融機関監督機構のそれぞれの一元化、(c)預金金利規制の弾力化、(d)連邦預金保険公社 (以下、FDIC) 加盟銀行の連邦準備制度理事会 (以下、FRB) への強制加盟措置、

② 金融機関委員会 (Committee on Financial Institutions) の報告 (1963年)
—ケネディ大統領がヘラー大統領経済諮問委員長を中心にまとめさせた通称「ヘラー報告」と呼ばれるもの。

③ 「1970年銀行持株会社改正法」の立法化 (1970年)
—旧法で適用除外となっていた単一銀行持株会社を新たに適用対象とする一方、銀行持株会社が行える業務範囲を銀行付随業務として明確化し、銀行業と商業を明確化した。

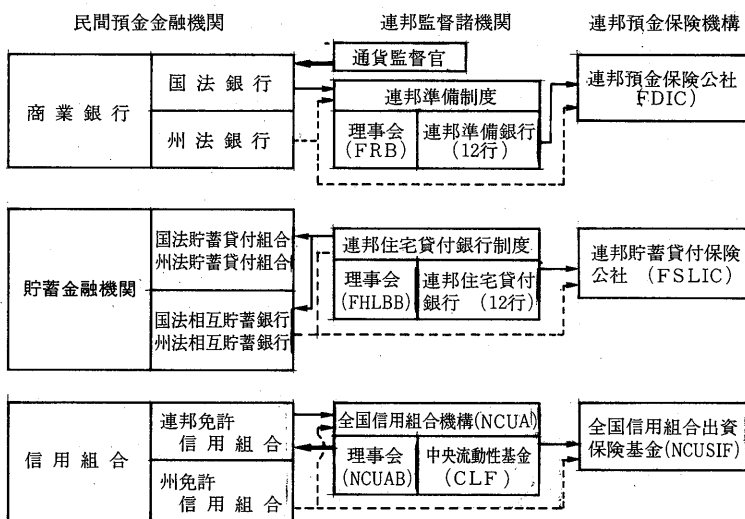
④ 金融構造・規制委員会 (Commission on Financial Structure and Regulation) の報告 (1971年)
—通称「ハント報告」と呼ばれる。勧告内容は、(a)銀行及び貯蓄金融機関の支店設置規制の緩和、(b)州法銀行も対象とする連邦政府レベルの銀行監督機構の一元化、(c)貯蓄金融機関による要求払い預金提供の認可、(d)州法非加盟銀行へ一定範囲のFRB貯蓄金融機関に強制加盟措置、(e)預金金利規制の段階的な自由化。注2

⑤ 「1978年国際銀行法」の制定 (1978年)
—外国銀行が連邦通貨監督官から連邦免許を受けて国法支店、国法エージェントを設立する方法を認めた。注3

⑥ 「1980年金融改革法」の設定（1980年3月）。金利自由化を促進。注4
 一勸告骨子は、(a)FRBが定める支払準備率の適用を受ける対象金融機関がFRB加盟銀行から全金融機関に拡大された、(b)預金金融機関の預金金利規制を1986年3月までに段階的に撤廃することを決定、(c)NOW勘定など

を全国認可して、各種金融機関の業務権限を拡大し、異業態間の垣根を縮少、(d)連邦預金保険諸機関（FDIC、連邦貯蓄貸付保険公社（FSLIC）、NCUSIF）に加盟している金融機関の預金者は1980年3月13日以降、預金保険金額が1人当たり4万ドルから10万ドルに引上げられる。預金金融機関と政府機関の関係は

第1図 アメリカの預金金融機関と連邦諸機関との関係



(注) →は免許、→は強制加盟(入)、---は任意加盟(入)を示す。なお、州免許機関で、連邦諸機関に加入していない場合には州当局の監督を受ける。また、貯蓄金融機関のうち、相互貯蓄銀行は連邦準備制度やFDICへの加入が認められている。

第1表 金融仲介機関の種類と資産額（1960—1984年）（単位：1億ドル）

| 金融仲介機関種類 | 1960年 | 1970年 | 1980年 | 1984年(シェア) | 伸び率(倍) (1984/1960) |
|-----------------|-------|--------|--------|---------------|-----------------------|
| 商業銀行 | 2,576 | 5,762 | 17,037 | 22,758(39.8%) | 8.8 |
| 貯蓄貸付組合 | 715 | 1,762 | 6,307 | 9,024(15.8%) | 12.6 |
| 相互貯蓄銀行 | 406 | 790 | 1,716 | 2,881(5.0%) | 7.1 |
| 信用組合 | 63 | 180 | 716 | 1,159(2.0%) | 18.4 |
| 生命保険会社 | 1,196 | 2,073 | 4,792 | 7,175(12.6%) | 6.0 |
| 民間年金基金 | 381 | 1,104 | 2,868 | 4,362(7.6%) | 11.4 |
| 州・地方公務員年金基金 | 197 | 603 | 1,981 | 3,483(6.1%) | 17.7 |
| 金融会社 | 276 | 640 | 1,987 | 2,879(5.0%) | 10.4 |
| 短期金融資産投資信託(MMF) | — | [37] | 744 | 2,135(3.7%) | 57.7 |
| 投資会社 | 170 | 476 | 584 | 1,371(2.4%) | 8.1 |
| 計 | 5,980 | 13,390 | 38,732 | 57,227(100%) | 9.6 |
| 狭義の金融機関のシェア | 62.9% | 63.4% | 66.5% | 62.6%(—) | 9.5 |

(注) 1984年の数値は速報値。MMFの1970年の数値は1975年のもので、伸び率も1975年を基準としている。

狭義の金融機関は、商業銀行、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、および信用組合を指す。

(出所) 『アメリカの金融制度』1986年

第一図に図示してある。

⑦ 「1982年ガン・セイントジャーメイン預金金融機関法」の制定(1982年)。

一勧告内容は、(a)金融機関に州内異種合併と州境を越える州際同種及び州際異種合併の許可(3年間の時限立法)、(b)FDIC並びにFSLICの権限強化、(c)金融機関に対し、自己資本補強策の導入、(d)金融機関の経営危機ないし破綻の救済と事後処理のために、FDIC並びにFSLICの権限強化、(e)貯蓄金融機関の業務範囲を一層拡大し、MMF(短期金融資産投資信託)へ対抗するため、MMDAやMMA(短期金融市場金利預金)を創設し、すべての金融機関に取扱いを認める。金融機関の種類は第1表参照のこと。

その後も金融改革は漸次実施され、預金金利の全面自由化(1983年10月)、貯蓄預金に係る商業銀行に貯蓄金融機関の格差撤廃(1984年1月)へと進んでいる。注5

3. 金融革命の背景

現在進行中の金融革命の主要内容は、①金利自由化と新商品開発競争、②証券、銀行業など各種の業際の垣根の段階的撤廃、③州際銀行業務の進展、④エレクトロニック・バイキングなど技術革新の成熟化の4項目が中心と言える。

そして、その背景としては下記の7項目に集約できる。

- (イ) 国内外の環境変化による広義の金融市場の変化。
- (ロ) 70年代以降インフレの進展によって市場金利が上昇し、歴史的な高金利時代を迎えた。また、硬直的な規制金利との格差も拡大。
- (ハ) 同時に、インフレの進展が金融資産の目減り対策として、預金者や投資家の金利選好を高めた。その結果、預金金利規制が事実上崩れ始めたのである。
- (ニ) コンピュータやデータ通信など技術革新の進展による金融イノベーションの実現。

(ホ) 現実の市場と金融制度との格差拡大の解消のため、政府の施策が規制緩和を志向し、法制や法令の運用を弾力化させている。

(ヘ) 州際業務規制の崩壊—国際的要因として、1919年施行のエッジ法によって国際業務に関しては銀行が州を越えて子会社を作ることが可能である。国内要因としては、州政府側が相互乗入れに前向きな姿勢を示している点である。

(ト) 金融の業務規制の自由化は、米企業の資金調達の間接金融から直接金融に比重を移していることにも起因する。銀行と証券の垣根問題では、投資銀行(証券会社)の業務であった企業合併・買収の仲介さらに株式売買が商業銀行にも認められるようになった点は見逃せない。また、銀行とノンバンク(非銀行)間の垣根も低くなり、小売業、保険、金融会社が参入し、銀行と競合する形となった(第2表)。

なお、銀行、保険、証券分野のトップ企業業績は第3、第4、第5表にそれぞれまとめてある。

4. 金融革命の影響

リーガン財務長官(当時)は1981年9月に銀行規制の枠組みに関する問題点を指摘した。それらの問題点とは、金利規制、金融機関の特化、州際業務規制、規制機関の肥大化である。この視点で、金融革命が持たらしめた影響を整理すると次のようになる：

第2表 ニューヨーク大手商業銀行の営業収入に占める非利息収入の割合

| | 1980年 (a) | 83 | 84 | 85 (b) | (b-a) |
|------------------|--------------|------|------|-----------|-------|
| シティバンク | 31.5 | 31.2 | 34.7 | 35.7 | 4.2 |
| モルガン銀行 | 35.2 | 33.3 | 39.0 | 39.0 | 3.8 |
| バンカース・ トラスト銀行 | 27.5 | 35.1 | 41.9 | 44.8 | 17.3 |
| ケミカル銀行 | 20.9 | 24.3 | 28.5 | 32.8 | 11.9 |

(資料) 各行アニュアル・レポート
「金融ビジネス」61年11月号

第3表 銀行世界トップ15行 (1985年度)

(単位100ドル)

| 銀行名 | 本社 | 資産 | 資本 | 純所得 |
|-----------------------------------|-----------------------|------------|-----------|--------|
| 1 Citicorp | New York | \$ 173,597 | \$ 26,020 | \$ 998 |
| 2 Banque Nationale de Paris (BNP) | Paris | 123,074 | 10,117 | 263 |
| 3 Dai-Ichi Kangyo Bank | Tokyo | 122,895 | 4,170 | 244 |
| 4 Credit Agricole | Paris | 122,884 | 18,347 | 146 |
| 5 Fuji Bank | Tokyo | 121,384 | 9,195 | 240 |
| 6 Bank America | San Francisco | 118,541 | 9,935 | -337 |
| 7 Sumitomo Bank | Osaka, Japan | 113,985 | 5,860 | 306 |
| 8 Credit Lyonnais | Paris | 111,452 | 8,314 | 135 |
| 9 Mitsubishi Bank | Tokyo | 105,819 | 14,651 | 246 |
| 10 National Westminster Bank | London | 104,677 | 8,223 | 638 |
| 11 Sanwa Bank | Osaka, Japan | 102,731 | 7,432 | 232 |
| 12 Societe Generale | Paris | 97,621 | 6,558 | 123 |
| 13 Deutsche Bank | Frankfurt, W. Germany | 96,383 | 32,246 | 447 |
| 14 Barclays | London | 94,169 | 7,839 | 650 |
| 15 Chase Manhattan | New York | 87,685 | 7,265 | 565 |

(出所) Wall Street Journal

第4表 保険会社世界トップ15社 (1985年度)

(単位100万ドル)

| 企業名 | 本社 | 資産 | 資本 | 純所得 |
|---------------------------------|------------------------|-----------|----------|-------|
| 1 Prudential Insurance | Newark, N. J. | \$ 91,706 | \$ 2,429 | \$ 69 |
| 2 Metropolitan Life | New York | 76,494 | 2,691 | 110 |
| 3 Aetna Life | Hartford, Conn. | 58,294 | 5,353 | 372 |
| 4 Equitable Life Assurance | New York | 51,211 | 1,246 | 24 |
| 5 Cigna | Philadelphia | 44,736 | 4,747 | -733 |
| 6 Nippon Life | Osaka, Japan | 42,494 | 2,459 | 2,250 |
| 7 Travelers | Hartford, Conn. | 41,642 | 4,012 | 375 |
| 8 New York Life | New York | 31,740 | 1,568 | 32 |
| 9 Prudential Corp. | London | 28,893 | 5,475 | 110 |
| 10 Dai-Ichi Mutual Life | Tokyo | 27,904 | 1,718 | 1,491 |
| 11 John Hancock Mutual | Boston | 26,594 | 958 | -87 |
| 12 Nationale-Nederlanden | The Hague, Netherlands | 24,163 | 3,823 | 218 |
| 13 Teachers Insurance & Annuity | New York | 23,159 | 773 | 139 |
| 14 Sumitomo Life | Osaka, Japan | 23,127 | 1,317 | 1,183 |
| 15 American General | Houston | 20,668 | 4,605 | 506 |

(出所) 第3表に同じ

第5表 証券・金融サービス世界トップ15社 (1985年度)

(単位100万ドル)

| 企業名 | 本社 | 資産 | 資本 | 純所得 |
|-----------------------------|----------|----------|---------|-------|
| 1 Salomon Inc. | New York | \$88,601 | \$7,193 | \$557 |
| 2 American Express | New York | 74,777 | 10,768 | 801 |
| 3 Merrill Lynch | New York | 48,117 | 6,063 | 224 |
| 4 First Boston | New York | 45,531 | 1,042 | 130 |
| 5 Bear Stearns | New York | 24,155 | 514 | 83 |
| 6 E. F. Hutton | New York | 21,749 | 1,143 | 12 |
| 7 Compagnie Bancaire | Paris | 15,860 | 3,875 | 77 |
| 8 Morgan Stanley | New York | 15,794 | 486 | 106 |
| 9 Paine Webber | New York | 13,589 | 727 | 29 |
| 10 Nippon Shinpan | Tokyo | 12,824 | 2,353 | 36 |
| 11 Orient Finance | Tokyo | 11,637 | 2,337 | 46 |
| 12 Trilon Financial | Toronto | 10,831 | 1,676 | 69 |
| 13 Nomura Securities | Tokyo | 10,040 | 4,233 | 511 |
| 14 Japan Securities Finance | Tokyo | 9,588 | 957 | 10 |
| 15 Orient Leasing | Tokyo | 8,765 | 3,828 | 41 |

(出所) 第3表に同じ

第6表 1980年代における生保会社の証券会社(投資銀行)買収例

| 年 | 生保会社 | 証券会社 (含決済会社) |
|------|--|---|
| 1981 | ブルデンシャル | ベージェ・ハースリイ・スチュアート・シールズ (証券ブローカー・ディーラー、インベストメント・バンク) |
| 1982 | ケンパー・グループ | ベイトマン・エイクラー・セル・リチャーズ (証券ブローカー・ディーラー) |
| | " | ローウィ・ファイナンシャルサービス (同上) |
| | " | プレスコット・ポール&ターベン (同上) |
| | ジョン・ハンコック | タッカー・アンソニー・ホールディング・コープ (証券ブローカー・ディーラーの持株会社、インベストメント・バンク) |
| | トラベラーズ ペン・ミューチュアル ノースウェスタン・ミューチュアル | セキュリティ・セツルメント (証券決済会社) ジャニー・モンゴメリー・スコット (証券ブローカー・ディーラー) ロバート・W・ベアード (同上) (総株式の75%) |
| 1983 | ハートフォード・グループ | トーマス・マッキノン (同上) (総株式の23%) |
| | " | WFS ファイナンシャル・コープ (同上) |
| | " | パイパー・ジャフレイ (同上) (総株式の25%) |
| 1984 | エクイタブル | ドナルドソン・ラフキン&ジェンレット (証券ブローカー・ディーラー、インベストメント・バンク) |
| 1985 | トラベラーズ | デイロン・リード (インベストメント・バンク) |

- (イ)商業銀行と他の預金金融機関との対立,
 (ロ)商業銀行と証券会社(投資銀行)との対立,
 (ハ)商業銀行とノンバンク(事業会社)との

- 競争
 (ニ)米銀行と外銀との競争,
 (ホ)銀行、証券、保険会社をめぐる買収、合併の活発化。第6表「1980年代の生保会社

の証券会社買収例」参照のこと。

その結果、プラスに影響したと思われる面は、

- ①自由化によって、金融機関の合理化が進んだ点。
- ②時代遅れとなった金融制度の近代化を促進した点。
- ③各金融機関が競って、魅力的な高利回りの新商品を次々と開発、販売した結果、金融商品が多様性を増し、預金者や投資家の利益を増大させた点。
- ④金融イノベーションが、国際的取引を含めて「複雑化」「証券化」「簿外化」という新局面を迎えている点。
- ⑤預金金利と貸出金利がリンクする割合が多くなった点。

逆に、マイナスに影響したと思われるのは、

- ①貸出金利を変動金利化、スプレッド・バンキング化ができる機関とできない機関に格差が拡大している。
- ②1984年を転機に、規制監督官庁及び議会の一部に、急展開する金融革命に対する反省の気運が出ている。注6。
- ③金融新商品の多くは短期金融資産であるが、短期金利がしばしば長期金利を上回ったため、資本市場、特に債務市場に大きな打撃を与え、長期安定資金の供給を円滑にしていな。
- ④金融新商品のなかには小切手の振出しが可能な新通貨が少なくないため、これが金融政策の運営を困難なものとして、その有効性を阻害している。注7。
- ⑤金融機関経営への倒産など悪影響が規模の大小を問わず顕在化している。第7表のように倒産件数は1985年に120行にのぼる。注8。

5. 今後の課題

まず、1986年3月に貯蓄預金の金利上限規制撤廃によって；金利の自由化措置は完了し

第7表 米国の銀行倒産件数

| 歴 年 | 82年 | 83年 | 84年 | 85年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|
| 総 計 | 42 | 48 | 79 | 120 |
| テネシー | 3 | 12 | 11 | 5 |
| テキサス | 7 | 3 | 6 | 12 |
| イリノイ | 5 | 6 | 5 | 2 |
| カリフォルニア | 2 | 5 | 6 | 7 |
| オレゴン | 0 | 5 | 5 | 3 |
| オクラホマ | 3 | 1 | 5 | 13 |
| カンサス | 0 | 1 | 7 | 13 |
| ネブラスカ | 0 | 1 | 5 | 12 |
| ミネソタ | 1 | 1 | 4 | 6 |
| ニューヨーク | 4 | 2 | 0 | 4 |
| その他 | 17 | 11 | 25 | 43 |

おもな州別内訳

(出所) FRB資料

た。従って、米国金融界が迎える今後の課題は下記のように整理できよう。

- (イ)業際間の垣根を超える業務進出—「グラス・ステイーガル法」見直しによる銀行対証券業務の垣根の一層の規制緩和、ノンバンク・バンク問題、金融コングロマリット化(第8表「主要金融コングロマリットの業務範囲」参照のこと)。
- (ロ)「1927年マクファデン法」に基づく州際業務禁止措置に対する連邦政府レベル立法による州際銀行業務の地域的な解禁、とくに1991年のカリフォルニア州とニューヨーク州間などの商業銀行相互乗入れ実現が重要課題。注9
- (ハ)NOW 勘定、MMDAに代表される新金融商品出現による業務の多様化—逆に、各種金融機関の専門化、同質化。
- (ニ)連邦機関、とくにFDIC、FSLICの改革
- (ホ)金融機関の危機に対応するための監督機関の権限強化、
- (ヘ)農業危機などの非経営危機に対応するための資金助成、
- (ト)預金勧誘に関するディスクロージャなど預金者保護。

以上、7項目の課題の中で、最重要なのは(イ)の銀行対証券に象徴される垣根問題、(ロ)の

第8表 主要金融コングロマリットの業務範囲

(1984年末)

| | 銀行業務 | クレジット・カード | 保 険 | 不動産 | 証 券 |
|------------------|---|-----------|--------------------------------------|-----|--|
| アメリカン・ エクスプレス | △ American Express International Banking Corp. 等 (国際金融のみ) | ○ | ○ Firemen's Fund | ○ | ○ Shearson Lehman/ Amex |
| バンカメリカ | ○ | ○ | | ○ | ○ Charles Schwab & Co. (discount broker) |
| シティコープ | ○ | ○ | | ○ | ○ Quick & Reilly (discount broker) |
| メリル・リンチ | ○ Merrill Lynch Bank & Trust Co. 等 | ○ | ○ Family Life Insurance Co. | ○ | ○ |
| プルデンシャル | ○ Prudential Bank & Trust Co. | ○ | ○ | ○ | ○ Prudential Bache Securities |
| シアーズ・ ローバック | ○ Sears Savings Bank | ○ | ○ Allstate Insurance Group | ○ | ○ Dean Witter Financial Services |

(出所) Alan Gart, *Financial Service Revolution*, pp. 37-54, *American Banker*, Feb. 29, 1984, 他。

(注) ○印は親会社の業務

国際業務問題の2点である。特に、(イ)のケースはグラス・ステイーガル法による銀行業務と証券業務の分離規定による問題である。同法16条にて、銀行に対する証券業務の制限、20条、21条及び32条にて、関係会社の利用、役員の兼職などの禁止規定を設けている。

この法律に対して、銀行に株式、社債などの引受け、販売業務を認めるよう諸要請が高まっている。その主張の最大公約数は、①証券業界の寡占化を助長し、資本市場での調達コストが増大、②そのために、銀行による証券業務への参入が、資本市場での競争を促進する；というものである。その点、垣根の各目化が進んでおり、現行法下での商業銀行の投資銀行機能が強化されている。例えば、ユ

ーロ市場での証券業務の強化、私募債斡旋業務の強化、ディスカウント・ブローカー業務への進出、CP 取扱い業務への進出、子会社を通じた証券業務の拡充、ローン・セールスの強化など金融再編成プロセスでの機能強化が挙げられる。注10

このように、米国における金融自由化は様々な影響を国内外に与えている。後編では、金融革命の進展により生じた倒産、経営危機、買収・合併の諸問題、並びに外銀の攻勢など金融再編成、及び日本の金融界の自由化との相互依存関係などについて現地調査を踏えて論究したい。

注

- 注1 拙書 「アメリカ通信産業の国際提携」第2章, 通信機械工業会 1986年
- 注2 高木仁著 「アメリカの金融制度」第10章, 東洋経済新報社 1986年
- 注3 辻輝彦著 「アメリカ駐在員のための金融常識」第1章, 有斐閣 1986年
- 注4 正式名称は「1980年預金金融機関規制緩和及び通貨管理法 (Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980)」
- 注5 古瀬正敏著 「アメリカの生命保険会社」東洋経済新報社 1986年
- 注6 Maxwell Newton 著 「The FED. Inside the Federal Reserve, the Secret Power center that controls American economy」第10章, Times Books 1983年
- 注7 立脇和夫著 「金融大革命」第4章, 東洋経済新報社 1984年
- 注8 米国第2位の商業銀行であるバンク・オブ・アメリカの経営不振の要因は, 経営戦略の甘さ, 金融自由化, 金融革新への対応の遅れである。また, 外部要因としては, 商業用不動産投資, 石油価格下落によるエネルギー産業の低迷, 国際海運市況の悪化, ハイテク産業の外国メーカーとの競争激化, 農業不振などの結合が挙げられる。拙稿「金融自由化に破れたバンク・オブ・アメリカの教訓」 「財界」1986年11月11日号を参照されたい。
- 注9 「Los Angeles Times」 July 27, 1986 その他資料として, 「American Banker」 「Wall Street Journal」, 「Business Week」, 「FRB reports」などを参照している。
- *10 拙書 「株式会社アメリカ」第3章, サイマル出版会 1981年